

新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う 緊急経済対策事業の実施について（お知らせ）

角田市では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う緊急経済対策事業について、**新たに3つ（5～7番）の事業を追加**します。事業の概要と担当課は以下のとおりとなります。

1 特別定額給付金事業

- 4月27日現在の住民基本台帳に記載された方（外国人を含む）が対象で、1人につき10万円を給付する（申請が必要）。支給は口座振込（申請者名義）となります。
- 申請（受給）者は、世帯主となります。申請書は5月15日から発送します。
- 送付された申請書の記載内容を確認（修正は朱書き）し、振込先口座情報等を記入。「申請書」、「免許証など申請者本人の確認資料のコピー」、「振込口座の通帳（口座名義人（カタカナ）や口座番号等の記載頁）のコピー」を同封の返信用封筒で返送し、申請は完了です（詳細は送付された申請書等をご覧ください）。
- 5月18日から**郵送で受け付け**ます。また、マイナンバーカードによるオンライン申請もできます（詳しくは、総務省「特別定額給付金」で検索）。
- 申請書の審査後、5月下旬から順次申請口座へ振込みを開始予定です。

【担当課】特別定額給付金対策班 東庁舎4階（0224）63-2151

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業

- 宮城県が緊急事態措置として、知事の休業等要請に応じて、4月25日から5月6日までの期間、施設の使用停止や営業時間短縮に協力した遊興施設や飲食店等を運営する事業者に対し、協力金を支給する（申請が必要です）。
- 協力金は、1事業所30万円の定額（県：20万円、市：10万円を負担）
- 申請受付は、5月11日（月）から8月31日（月）まで。
- 申請書は、市のホームページからダウンロード。郵送を希望する方は、商工観光課へご連絡ください。

【担当課】商工観光課 市役所東庁舎2階（0224）63-2120

3 子育て世帯への臨時特別給付金事業

- 令和2年4月分（3月分含む）児童手当を受給する世帯に対し、対象児童1人につき1万円を支給します。
- 支給対象の方には、「給付金のお知らせ等」を郵送しますが、改めて申請は不要です。なお、給付金の受給を辞退する方は、2週間程度の受付期間内に「受給拒否届出書」を提出する必要があります。ただし、支給対象の方が公務員の場合は、勤務先から児童手当受給証明を受け、別途申請が必要です。

【担当課】子育て支援課 ウエルパーク内（0224）63-0134

4 角田市中心企業振興資金新型コロナウイルス感染症対策利子助成事業

- 新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けた市内の中小企業が、経営安定のため角田市中心企業振興資金の融資を受けた場合、利子の助成を行います。
- 取扱金融機関は、七十七銀行、仙台銀行、仙南信用金庫の各角田支店となります。

【助成対象者】 新型コロナウイルス感染症の影響で、最近1か月の売上げが前年

（裏面に続く）

同月の売上高に比して5%以上～15%未満の割合で減少した（もしくは減少見込みがある）中小事業者で、中小企業振興資金を利用して融資を受けた事業者

- 【融資限度額】 2,000万円
【助成利率】 融資利率1.7%のうち1.2%を助成（本人負担0.5%）
【交付期間】 償還期間の範囲内で最長3年間
【適用日等】 令和2年5月1日以降の融資実行から適用。助成金は年2回交付。

※ 取扱金融機関に融資のご相談と併せて、利子助成についてもご相談願います。

【担当課】 商工観光課 市役所東庁舎2階 (0224) 63-2120

5 角田市商工会新型コロナウイルス感染症対策事業費補助事業

- 角田市商工会が会員（市内中小企業）向けの新型コロナウイルス感染症対策事業を実施するにあたり、市内事業者の支援を図る必要があることから財政支援を行う。

- 【補助金額】 600万円
【補助金交付先】 角田市商工会

【担当課】 商工観光課 市役所東庁舎2階 (0224) 63-2120

6 おいしかくだ応援クーポン事業

- 市内の飲食店等の経済活動を支援するため、クーポン券を市内の世帯（特別定額給付金支給世帯）に配布。
- 取扱事業者は、市内の店舗のうち地元店舗で飲食物の提供をしている事業者で、登録事業者とする（別途、登録店舗の募集を行います）。
- クーポン券の発送は6月中旬を予定。
- クーポン券の使用期間は、6月中旬から8月下旬までの2か月間を予定。

- 【クーポン券】 1世帯2,000円分のクーポン券（@500円券4枚）を配布
※ 1,000円につき500円のクーポン券が利用できます。

【担当課】 商工観光課 市役所東庁舎2階 (0224) 63-2120

7 小規模事業者事業継続応援金支給事業

- 新型コロナウイルス感染症により、特に大きな影響を受けている小規模事業者に対して、事業の継続を下支えするため応援金を支給する（申請が必要です）。
- 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業の対象外の事業者で、飲食業を含むサービス業、小売業を営む小規模事業者で、令和2年2月から同年6月までのうち、ひと月の売上げが、前年同月比で、20パーセント以上減少している事業者が対象。

- 【応援金の額】 1事業者あたり20万円の定額
【申請の受付】 5月25日（月）を予定。

【担当課】 商工観光課 市役所東庁舎2階 (0224) 63-2120

新型コロナウイルス感染症対策「三密（密集・密接・密閉）」の回避に市民一丸で取り組み、見えざる敵との闘いという国難をみんなで克服していきましょう！

角田市新型コロナウイルス感染症対策本部